

議題 4

第 6 期障がい福祉計画等について

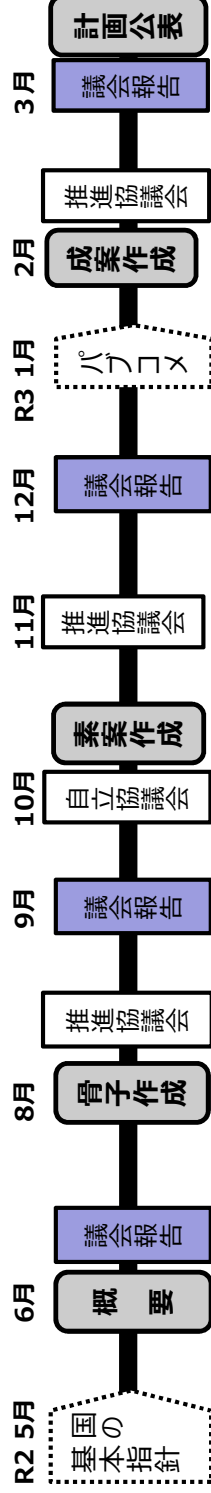
大分県障がい福祉計画（第6期）及び大分県障がい児福祉計画（第2期）の骨子（案）

1 計画策定の趣旨等

- (1) 趣 旨：障がい福祉サービスの提供体制の確保を図るための実施計画
- (2) 策定根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第89条、児童福祉法第33条の22
- (3) 計画期間：令和3年度～令和5年度（3年間）
- (4) 他計画等との関係：大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン）の部門計画、大分県障がい者基本計画（第5期）の実施計画

| | | | |
|------------------------|---|--|---|
| | 施策1：障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進 | 施策2：障がい者の就労促進 | 施策3：障がいのある子どもと家庭への支援 大分県障がい児福祉計画（第2期） |
| 2 障がい福祉施策の現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもたちの親が切実に思い悩む「親子あと」の不安への対応 ・福祉施設入所者や精神科病院入院者の地域生活移行促進 ・障がいのある人もない人も身近な地域で芸術文化や障がい者スポーツを楽しめる環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、特に知的及び精神障がい者の雇用促進 《R元年度障がい者雇用率全国順位5位》 身体1位、知的28位、精神20位 ・障がい者の自立に向けたさらなる工賃向上 《平均月額（R元）》 17,835円 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもへの成長段階に応じた切れ目のない支援 ・発達障がい、早期発見・早期支援や医療的ケア児等への支援など、きめ細かな対応が必要な子どもへの支援 ・障がいのある子どもを育てる保護者の不安や悩みに寄り添う支援 |
| 3 重点的に取り組む政策と施策 | <ul style="list-style-type: none"> ○障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進 ○障害福祉サービス提供基盤の整備 ○障がい者の地域生活移行等への支援 ◎地域共生社会の実現 ◎アルコール等の依存症対策の推進 ○障がい者スポーツ・芸術文化活動の振興、社会参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用率日本一に向けた支援 ○障がい者の工賃向上のための支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある子ども個々の状況に応じた発達支援 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期 ・就学期 ・地域における支援体制の整備 ○よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援 ○障がいのある子ども家庭への支援 |
| 成果目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設からの地域生活移行（施設入所者数、地域移行者数） ・精神科病院からの地域生活移行（退院率、長期入院患者の削減、◎退院後1年以内の地域における平均生活日数） | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用率全国順位 ・福祉施設から一般就労への移行者数 ◎（うち移行支援事業、就労A型・B型） ◎（就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 ・B型事業所の平均工賃 時間額・月額 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 発達障がい者支援専門員の養成数 ◎ 医療的ケア児等に関する協議の場の設置及びコーディネーターの配置 |

4 スケジュール



大分県障がい福祉計画(第6期)及び大分県障がい児福祉計画(第2期)の骨子(案)

新旧対照表

大分県障がい福祉計画(第5期)、大分県障がい児福祉計画(第1期)

大分県障がい福祉計画(第6期)、大分県障がい児福祉計画(第2期)

第3章 障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進

第3章 障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進

基本的施策の方向性

基本的施策の方向性

具体的施策及び成果目標・活動指標

具体的施策及び成果目標・活動指標

1 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

1 障がい者が安心して暮らせる地域生活への支援

| 【具体的施策】 |
|--|
| (1) 障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進 |
| ① 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の実効性の向上 |
| ア 啓発・広報活動の推進 |
| イ 合理的配慮の推進 |
| ウ 相談支援体制の充実 |
| エ 「親なきあと」への取組 |
| ② 障がい者に対する虐待の防止 |
| (2) 障害福祉サービス提供基盤の整備 |
| ① 障害福祉サービス提供体制の整備 |
| ② 各種研修の実施 |
| ③ 第三者評価制度導入の促進 |
| ④ 事業者における苦情解決体制の整備 |
| ⑤ 障害福祉サービス等の情報公開制度の導入 |
| (3) 障がい者の地域生活移行等への支援 |
| ① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 |
| ② 発達障がい者への支援 |
| ③ グループホーム等地域生活における住まいの場の整備促進 |
| ④ 施設入所支援等から地域移行した障がい者への支援 |
| ⑤ 地域生活支援拠点等の整備及び市町村への支援 |
| ⑥ 矯正施設から退所した障がい者への支援 |
| ⑦ 災害時に配慮を要する障がい者への支援 |
| ⑧ 障がい者の移動に対する支援 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| (4) 障がい者の芸術文化・スポーツの振興と社会参加の促進 |
| ① 障がい者スポーツの振興 |
| ② 障がい者の芸術文化活動に対する支援 |
| 【成果目標と活動指標】 |
| 1 福祉施設からの地域生活移行 |
| (1) 地域生活移行者数 |
| (2) 施設入所者数 |
| 2 精神科病院からの地域生活移行 |
| (1) 入院後3か月時点の退院率 |
| (2) 入院後6か月時点の退院率 |
| (3) 入院後1年時点の退院率 |
| (4) 1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) |
| |
| 3 障がい福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置【削除】 |
| (1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置【削除】 |

| 【具体的施策】 |
|---|
| (1) 障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進 |
| ① 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の実効性の向上 |
| ア 啓発・広報活動の推進 |
| イ 合理的配慮の推進 |
| ウ 相談支援体制の充実 |
| エ 「親なきあと」への取組 |
| ② 障がい者に対する虐待の防止 |
| (2) 障害福祉サービス提供基盤の整備 |
| ① 障害福祉サービス提供体制の整備 |
| ② 各種研修の実施 |
| ③ 第三者評価制度導入の促進 |
| ④ 事業者における苦情解決体制の整備 |
| ⑤ 障害福祉サービス等の情報公開制度の導入 |
| (3) 障がい者の地域生活移行等への支援 |
| ① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 |
| ② 発達障がい者への支援 |
| ③ グループホーム等地域生活における住まいの場の整備促進 |
| ④ 施設入所支援等から地域移行した障がい者への支援 |
| ⑤ 地域生活支援拠点等の整備及び市町村への支援 |
| ⑥ 矯正施設から退所した障がい者への支援 |
| ⑦ 新興感染症・災害等発生時に配慮を要する障がい者への支援 |
| ⑧ 障がい者の移動に対する支援 |
| 【一部追加】 |
| 【新規】(4) 地域共生社会の実現 |
| 【新規】① 地域共生社会の実現に向けた体制づくり |
| 【新規】② 地域共生社会を支える人づくり |
| 【新規】③ 多様な地域資源による福祉基盤づくり |
| 【新規】(5) アルコール等の依存症対策の推進 |
| 【新規】① アルコール依存症対策 |
| 【新規】② 薬物依存症対策 |
| 【新規】③ ギャンブル等依存症対策 |
| (6) 障がい者スポーツ・芸術文化活動の振興と社会参加の促進 |
| ① 障がい者スポーツの振興 |
| ② 障がい者 による 芸術文化活動の 推進 |
| 【成果目標と活動指標】 |
| 1 福祉施設からの地域生活移行 |
| (1) 地域生活移行者数 |
| (2) 施設入所者数 |
| 2 精神科病院からの地域生活移行 |
| (1) 入院後3か月時点の退院率 |
| (2) 入院後6か月時点の退院率 |
| (3) 入院後1年時点の退院率 |
| (4) 1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) |
| 【新規】(5) 精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上 |

大分県障がい福祉計画(第6期)及び大分県障がい児福祉計画(第2期)の骨子(案)

新旧対照表

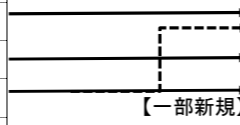
大分県障がい福祉計画(第5期)、大分県障がい児福祉計画(第1期)

大分県障がい福祉計画(第6期)、大分県障がい児福祉計画(第2期)

| |
|--|
| 【具体的施策】 |
| (1) 障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実 |
| ① 企業等に対する障がい者雇用の促進 |
| ② 障がい者雇入れ体験等による就労の円滑化 |
| ③ 障がい者の就労・定着支援 |
| ④ 知的障がい者、精神障がい者の雇用促進 |
| (2) 障がい者の工賃向上のための支援の充実 |
| ① 共同受注、共同販売体制の強化 |
| ② 優先調達推進 |
| ③ 農福連携の推進 |
| 【成果目標と活動指標】 |
| 1 障がい者雇用率の全国順位 ※県独自 |
| ○全国順位 |
| 2 就労移行支援事業所の就労移行率 【削除】 |
| ○就労移行率が3割以上の事業所の率 【削除】 |
| 3 福祉施設から一般就労への移行者数 |
| ○一般就労移行者数 |
| ・障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 【削除】 |
| ・障がい者トライアル雇用事業の開始者数 【削除】 |
| ・職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数 【削除】 |
| ・障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 【削除】 |
| 4 就労移行支援事業所の利用者数 【削除】 |
| ○就労移行支援事業利用者数 【削除】 |
| 5 就労定着支援1年後の就労定着率 【削除】 |
| ○就労1年後の就労定着率 【削除】 |
| 6 就労継続支援B型事業所の平均工賃 ※県独自 |
| ○平均工賃(月額・時間額) |

2 障がい者の就労支援

| |
|---|
| 【具体的施策】 |
| (1) 障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実 |
| ① 企業等に対する障がい者の雇用及び職場定着の促進 |
| ② 障がい者雇入れ体験等による企業の理解促進 |
| ③ 就労移行支援及び就労継続支援事業所からの一般就労の推進 |
| ④ 知的障がい者、精神障がい者の雇用促進 |
| (2) 障がい者の工賃向上のための支援の充実 |
| ① 共同受注の推進 |
| ② 優先調達の推進 |
| ③ 農福連携の推進 |
| ④ 就労継続支援事業所の経営力強化 |
| 【成果目標と活動指標】 |
| 1 障がい者雇用率の全国順位 ※県独自 |
| ○全国順位 |
| 2 福祉施設から一般就労への移行者数 |
| ○一般就労移行者数 |
| 【新規】 ①うち移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者 |
| 【新規】 ②うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者 |
| 【新規】 ③うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者 |
| 【新規】 ・障がい者に対する職業訓練の受講 |
| 【新規】 ・福祉施設から公共職業安定所への誘導、 |
| 【新規】 ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導 |
| 【新規】 ・公共職業安定所における福祉施設利用者の支援 |
| 【新規】 3 就労定着率の増加 |
| 【新規】 ○就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 |
| 4 就労継続支援B型事業所の平均工賃 ※県独自 |
| ○平均工賃(月額・時間額) |



【一部新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

大分県障がい福祉計画(第6期)及び大分県障がい児福祉計画(第2期)の骨子(案)

新旧対照表

大分県障がい福祉計画(第5期)、大分県障がい児福祉計画(第1期)

第4章 障がいのある子どもと家庭への支援【障がい児福祉計画(第1期)】

基本的施策の方向性

具体的施策及び成果目標・活動指標

1 障がいのある子どもへの支援 ～成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築～

| |
|-----------------------------------|
| 【具体的施策】 |
| (1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援 |
| ① 乳幼児期 |
| ア 早期発見・早期療育のための乳幼児検診の充実 |
| イ 身近な地域での支援体制の充実 |
| ウ 保育所等への受入れ支援 |
| エ 相談支援ファイルの活用促進 |
| ② 就学期 |
| ア 相談支援ファイルの活用促進 |
| イ 障がいの状態等に応じたきめ細かな教育支援 |
| ウ 身近な地域での支援体制の充実 |
| エ 放課後児童クラブへの受入れ支援 |
| オ 学校卒業(就労)に向けた支援 |
| カ 市町村と連携した施設入所児童の自立支援 |
| ③ 地域における支援体制の整備 |
| ア 各関係機関の連携強化 |
| イ 巡回療育相談や訪問指導、施設支援等の実施(地域療育等支援事業) |
| ウ 障害児通所支援事業所職員の資質向上 |
| エ 県及び市町村自立支援協議会の活動の充実 |
| (2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援 |
| ① 発達障がい児への支援 |
| ② 重症心身障がい児への支援 |
| ③ 医療的ケア児への支援 |
| ④ 強度行動障害のある子どもへの支援 |
| ⑤ 虐待を受けた障がい児への支援 |

2 障がいのある子どもの家庭への支援

| |
|---|
| 【具体的施策】 |
| (1) 障がいのある子どもの家庭への支援 |
| ① 家族の負担軽減、子どもの多様な体験と余暇活動の充実 |
| ② 家族の気持ちに寄り添った支援 |
| ③ 相談支援従事者の支援技術の向上 |
| 【成果目標と活動指標】 |
| 1 検診におけるアセスメントツール(M-CHAT)の活用 【削除】 |
| 2 ペアレントメンター養成数 【削除】 |
| ・ 【参考】 発達相談支援につながった未就学児数 【削除】 |

大分県障がい福祉計画(第6期)、大分県障がい児福祉計画(第2期)

第4章 障がいのある子どもと家庭への支援【障がい児福祉計画(第2期)】

基本的施策の方向性

具体的施策及び成果目標・活動指標

1 障がいのある子どもへの支援 ～成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築～

| |
|-----------------------------------|
| 【具体的施策】 |
| (1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援 |
| ① 乳幼児期 |
| ア 早期発見・早期療育のための乳幼児検診の充実 |
| イ 身近な地域での支援体制の充実 |
| ウ 保育所等への受入れ支援 |
| エ 相談支援ファイルの活用促進 |
| ② 就学期 |
| ア 相談支援ファイルの活用促進 |
| イ 障がいの状態等に応じたきめ細かな教育支援 |
| ウ 身近な地域での支援体制の充実 |
| エ 放課後児童クラブへの受入れ支援 |
| オ 学校卒業(就労)に向けた支援 |
| カ 市町村と連携した施設入所児童の自立支援 |
| ③ 地域における支援体制の整備 |
| ア 各関係機関の連携強化 |
| イ 巡回療育相談や訪問指導、施設支援等の実施(地域療育等支援事業) |
| ウ 障害児通所支援事業所職員の資質向上 |
| エ 県及び市町村自立支援協議会の活動の充実 |
| (2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援 |
| ① 発達障がい児への支援 |
| ② 重症心身障がい児への支援 |
| ③ 医療的ケア児への支援 |
| 【新規】 ④ 聴覚障がい児への支援 |
| ⑤ 強度行動障害のある子どもへの支援 |
| ⑥ 虐待を受けた障がい児への支援 |

2 障がいのある子どもの家庭への支援

| |
|--|
| 【具体的施策】 |
| (1) 障がいのある子どもの家庭への支援 |
| ① 家族の負担軽減、子どもの多様な体験と余暇活動の充実 |
| ② 家族の気持ちに寄り添った支援 |
| ③ 相談支援従事者の支援技術の向上 |
| 【成果目標と活動指標】 |
| 1 発達障がい者支援専門員の養成数 |
| 【新規】 2 医療的ケア児等に関する協議の場の設置コーディネータの配置 |

大分県障がい福祉計画(第6期)及び大分県障がい児福祉計画(第2期)の骨子(案)

新旧対照表

大分県障がい福祉計画(第5期)、大分県障がい児福祉計画(第1期)

大分県障がい福祉計画(第6期)、大分県障がい児福祉計画(第2期)

第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

第5章 地域生活支援事業及び障害福祉サービス量の見込み

1 地域生活支援事業

| |
|---------------------------------------|
| 【地域生活支援事業等の実施の考え方】 |
| (1) 県の必須事業 |
| ① 専門性の高い相談支援事業 |
| ア 高次脳機能障害及びその関連障がいに対する支援普及事業 |
| イ 発達障がい者支援センター |
| ② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 |
| ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 |
| イ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 |
| ③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 |
| ④ 広域的な支援事業 |
| ア 県相談支援体制整備事業 |
| イ 精神障がい者地域生活支援広域調査等事業 |
| (2) 県の主な任意事業 |
| ① 障害福祉サービス・相談支援者、指導者育成事業 |
| ア 相談支援従事者研修事業 |
| イ サービス管理責任者研修事業 |
| ② 日常生活支援 |
| ③ 社会参加支援 |
| ア 手話通訳者設置(遠隔手話通訳サービスの実施) |
| イ レクリエーション活動等支援 |
| ウ 芸術文化活動の振興 |
| ④ 地域生活支援促進事業 |
| ア 発達障害者支援体制整備事業 |
| イ 工賃向上計画支援事業 |
| ウ 全国障害者芸術・文化祭開催事業(平成30年度) 【削除】 |
| エ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業(令和元、2年度) |
| オ 強度行動障害支援者養成研修事業 |
| カ 「心のバリアフリー」推進事業 |

2 障害福祉サービス量の見込み

| |
|--|
| (1) 圏域での障害福祉サービス見込量 |
| ① 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護) |
| ② 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練〔機能訓練・生活訓練〕、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、就労定着支援、療養介護、短期入所〔福祉型、医療型〕) |
| ③ 居住支援・施設系サービス(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援) |
| ④ 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援) |
| ⑤ 障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援) |
| (2) 圏域別・サービス種類別・障害福祉サービス見込量(グラフ) |
| ① 訪問系サービス |
| ② 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練〔機能訓練・生活訓練〕、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、療養介護、短期入所) |
| ③ 居住系サービス(共同生活援助、施設入所支援) |
| ④ 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援) |
| ⑤ 障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援) |

1 地域生活支援事業

| |
|------------------------------|
| 【地域生活支援事業等の実施の考え方】 |
| (1) 県の必須事業 |
| ① 専門性の高い相談支援事業 |
| ア 高次脳機能障害及びその関連障がいに対する支援普及事業 |
| イ 発達障がい者支援センター |
| ② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 |
| ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 |
| イ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 |
| ③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 |
| ④ 広域的な支援事業 |
| ア 県相談支援体制整備事業 |
| イ 精神障がい者地域生活支援広域調査等事業 |
| (2) 県の主な任意事業 |
| ① 障害福祉サービス・相談支援者、指導者育成事業 |
| ア 相談支援従事者研修事業 |
| イ サービス管理責任者研修事業 |
| ② 日常生活支援 |
| ③ 社会参加支援 |
| ア 手話通訳者設置(遠隔手話通訳サービスの実施) |
| イ レクリエーション活動等支援 |
| ウ 芸術文化活動の振興 |
| ④ 地域生活支援促進事業 |
| ア 発達障害者支援体制整備事業 |
| イ 工賃向上計画支援事業 |
| ウ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 |
| エ 強度行動障害支援者養成研修事業 |
| オ 「心のバリアフリー」推進事業 |

2 障害福祉サービス量の見込み

| |
|--|
| (1) 圏域での障害福祉サービス見込量 |
| ① 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護) |
| ② 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練〔機能訓練・生活訓練〕、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、就労定着支援、療養介護、短期入所〔福祉型、医療型〕) |
| ③ 居住支援・施設系サービス(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援) |
| ④ 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援) |
| ⑤ 障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援) |
| (2) 圏域別・サービス種類別・障害福祉サービス見込量(グラフ) |
| ① 訪問系サービス |
| ② 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練〔機能訓練・生活訓練〕、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、療養介護、短期入所) |
| ③ 居住系サービス(共同生活援助、施設入所支援) |
| ④ 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援) |
| ⑤ 障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援) |

大分県障がい福祉計画(第6期)及び大分県障がい児福祉計画(第2期)の骨子(案)

新旧対照表

大分県障がい福祉計画(第5期)、大分県障がい児福祉計画(第1期)

第6章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制

- (1) 関係機関との連携
- (2) 市町村との連携

2 計画の点検・評価の方策

大分県障がい福祉計画(第6期)、大分県障がい児福祉計画(第2期)

第6章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制

- (1) 関係機関との連携
- (2) 市町村との連携

2 計画の点検・評価の方策
